豊中市産後ケア事業　事業者募集要項

１．募集の概要

豊中市産後ケア事業（以下「産後ケア事業」）を実施するにあたり、産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、適切な事業運営が確保できると認められる事業者を募集するもの。

２．業務内容

豊中市産後ケア事業実施要綱（以下「要綱」という。）第３条に基づく委託業務（以下「本業務」という。）

３．実施要件

（１） 施設の要件

① 豊中市内または豊中市の近接市町内（大阪市、吹田市、箕面市等）において事業を実施する施設であること

② 医療法（昭和 23 年法律第 23 号）に定める病院若しくは診療所（産科又は産婦人科、小児科を標榜するものに限る。）又は助産所であること

③ 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後ショートステイ、デイケア業務について実績（※）がある、又は、分娩を取り扱っていること

※実績は、助産師、保健師、看護師の専門資格を有する者が、母乳相談や育児相談、乳房手当を実施したものを対象とする。

④ 損害賠償保険等に加入していること（医療機関においては医療施設賠償責任保険、助産所においては助産師賠償責任保険）

⑤ 宿泊型及びデイサービス型のサービスを提供する施設においては、事業の利用者専用の居室（母子１組当たり床面積が 6.3 平方メートル以上、２組以上なら１組当たり 4.3 平方メートル以上）が確保されていることが望ましい

⑥ 宿泊型及びデイサービス型のサービスを提供する施設においては、入浴施設（宿泊型事業を実施する場合に限る。）及び沐浴指導施設を有すること

⑦ アウトリーチ型のサービスを提供する施設においては、訪問の際に使用する乳児用電子体重計を有すること

（２）従事者の要件

産後ケア事業の実施にあたっては、下記の者を配置すること。

	名称	役割
1	管理者	当該施設における産後ケア事業全体を統括・管理する者
2	実施者	各実施日における産後ケア事業の主たる担当者

		助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に 1 名以上配置すること 利用者が出産後 4 か月頃までは原則、助産師を中心とした体制とすること
3	その他従事者	実施者を補助し、産後ケア事業に従事する者 必要に応じて以下の①～③の者を置くことができる。 ①心理に関しての知識を有する者 ②育児等に関する知識を有する者 ③本事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した関係者 上記のうち、豊中市産後ケア支援スタッフ加算対象となる資格は、助産師、保健師、看護師（准看護師を含む）、保育士、子育て支援員研修修了者。加算を請求する場合、2）実施者とは別の従事者を配置すること。

（3）その他の要件

① 仕様書に規定するサービスを提供できること
② 助産所にて本業務を実施する場合は、利用者の病変その他緊急時に診療もしくは電話等で医師に相談ができる協力医療機関を有すること
③ 本市との円滑な連絡体制を確保すること
④ 本文書に係る契約文書、仕様及び関係法令を遵守すること
⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、更生又は再生手続き開始の申し立てがなされていない者
⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者

4．契約期間

契約期間については、別に定める。
（原則として、契約締結日から当該年度末まで）

5．仕様書及び豊中市産後ケア事業実施マニュアル

別紙参照。

６．委託料及び利用料

利用１件につき、利用内容及び利用者の区分に応じた金額とする。事業者は、利用内容及び利用区分に応じて、利用者から利用料を徴収すること。

詳細は、別表１、別表２－1、別表２－２、別表３、別表４のとおり。

（※）当該利用に係る乳児が多胎の場合、２人目以降１人につき、基本料に多胎児加算の額を加えるものとする。

別表１（宿泊型）

区分	総　額	１：課税世帯		２：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	55,000 円	52,000 円	3,000 円	54,000 円	1,000 円
１日追加	27,500 円	26,000 円	1,500 円	26,900 円	600 円
多胎児加算	7,200 円	7,200 円	0 円	7,200 円	0 円
多胎児１日追加	3,600 円	3,600 円	0 円	3,600 円	0 円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児２人目以降１人につき下２段に掲げる額を加算する。

別表２-１（デイサービス型① 10 時～17 時）

区分	総　額	１：課税世帯		２：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	18, 900 円	18, 400 円	500 円	18, 700 円	200 円
多胎児加算	2,100 円	2,100 円	0 円	2,100 円	0 円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児２人目以降１人につき下段に掲げる額を加算する。

別表２-２（デイサービス型② 10 時～19 時）

区分	総　額	１：課税世帯		２：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	24, 300 円	23, 300 円	1, 000 円	23, 900 円	400 円
多胎児加算	2,700 円	2,700 円	0 円	2,700 円	0 円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児２人目以降１人につき下段に掲げる額を加算する。

別表３（アウトリーチ型　２時間）

区分	総　額	１：課税世帯		２：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	7, 790 円	7, 290 円	500 円	7, 590 円	200 円
多胎児加算	1,170 円	1,170 円	0 円	1,170 円	0 円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児２人目以降１人につき下段に掲げる額を加算する。

別表~~3~~4（産後ケア支援スタッフ加算）

区分	委託料
産後ケア支援スタッフ加算（1時間あたり）	2,000円

委託料について、利用者が利用日の前々日の17時までに連絡なく、利用変更・中止した場合、事業者は委託料を2で除した額を市に請求することができる。市長は請求が適当であると認めた場合、委託料を支払う。

利用料について、利用者が利用日の前々日の17時までに連絡なく、利用変更・中止した場合、事業者は利用者に対し利用料を請求することができる。ただし、風水害等やむを得ないと市長が認める理由により、利用者が期日までに連絡できない場合はこの限りではない。

7．事業開始までの流れ

（1）応募（申込み）
（2）本市における審査
（3）審査結果通知
（4）契約締結
（5）本業務の開始

8．応募（申込み）に関する事項

（1）提出先（事務局）

豊中市こども未来部おやこ保健課保健企画係　産後ケア事業担当
〒560-0023
大阪府豊中市岡上の町2丁目1番15号　豊中市すこやかプラザ1階
電話：06‐6858‐2800
FAX：06‐6846‐6080
メールアドレス：boshihoken@city.toyonaka.osaka.jp

（2） 提出書類

① 豊中市産後ケア事業受託申込書兼誓約書
② 事業者概要
③ 産後ケア類似事業の実績
④ 事業実施の基本計画
⑤ 本業務実施予定施設の平面図（任意様式）
⑥ 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（助産所のみ）
⑦ 事故発生時の対応マニュアル（任意様式）

⑧　災害発生時の対応マニュアル（任意様式）
⑨　損害賠償（保険加入または積立金）の加入が確認できる書面（複写可）

上記のうち、「②事業者概要」「③産後ケア類似事業の実績」「④事業実施の基本計画」内の事業実施施設概要、実施施設数及び面積、設備項目については、当該項目が記載されたパンフレットやリーフレット等で代用可能とする。「⑥産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書」については、協力医療機関との連携が確認できる書類の写しに代えることができる。

（3）書類の提出方法
事前連絡の上、郵送または窓口にて事務局宛に提出

9．審査及び結果の通知

提出書類に及び実地調査による審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託事業者と決定し、契約を締結する。

審査結果は応募者に通知するとともに、受託事業者と決定した応募者については、事業者名、事業実施施設名、事業実施施設所在地等について本市ホームページにおいて公表する。

10. 注意事項等

（1）応募（申込み）に要する諸費用は応募者の負担とする。
（2）提出された書類については返却しない。
（3）提出後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。
（4）契約の更新については、協議の上決定する。前年度に事業の委託を受けている場合は、前年度の申込内容から変更がない場合に限り、前年度の別途定める期日までに事業実施継続申込書を事務局宛に提出することにより、実施申込書類の提出に変え、契約の更新手続きを行うことができる。ただし、前年度の申込内容から変更（ただし、軽微な変更を除く）がある場合は、改めて実施申込書類を提出すること。